

規 則

埼玉県本人確認情報保護審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十七号

埼玉県本人確認情報保護審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県本人確認情報保護審議会規則（平成十四年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「企画財政部情報システム課」を「企画財政部情報システム戦略課」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。